

興行場営業に関する主な手続き

	内容	必要書類	注意事項
開設	興行場を営業しようとする場合 施設を移転する場合 施設を全面改築する場合 営業者が変わる場合（個人から法人、法人から個人を含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・興行場営業許可申請書 ・周辺の状況を明らかにした図面 ・構造設備を明らかにした図面 ・申請者と管理者が異なる場合は、管理者の就任の承諾を証する書類 ・法人の場合は、定款、寄附行為の写し又は登記事項証明書の写し ・建物の建築確認済証の写し ・消防法令適合通知書 ・営業用の土地又は建物が他人の所有である場合は、その所有者の承諾書 	検査手数料として、20,210円（仮設の場合は8,000円）が必要です（窓口での現金支払い、キャッシュレス決済又は納入通知書による金融機関での支払い）。
変更	許可申請書の記載事項を変更した場合 例）名称、営業者の住所 法人の代表者、構造設備 等	<ul style="list-style-type: none"> ・興行場営業変更届出書 ・営業者の住所、法人の代表者等を変更した場合は、その事実を証する書類 ・構造設備を変更した場合は、変更後の構造設備を明らかにした図面 ・管理者を変更した場合において営業者と新たに管理者となった者が異なるときにあっては、その者の就任の承諾を証する書類 	変更後10日以内に届出してください。
停止 廃止	営業を停止・廃止する場合 停止していた営業を再開する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・興行場営業停止（廃止・再開）届出書 ・廃止の場合は、興行場営業許可書 	停止・廃止後10日以内に届出してください。
承継	法人の合併・分割により営業を承継する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・興行場営業承継届出書 ・合併又は分割の事実を証する書類（登記事項証明書の写し等） 	遅滞なく届出してください。
	個人の相続により、営業を承継する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・興行場営業承継届出書 ・相続の事実を証する書類（戸籍謄本又は法定相続情報一覧図） ・相続人が2人以上ある場合は、全員の同意書 	

令和5年1月5日最終改訂